

奈良県告示第三百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十二年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

財団法人日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 変更しようとする事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前） 大阪市中央区谷町二丁目三番一二号

（変更後） 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

三 変更しようとする年月日

平成二十二年二月十五日